

放出規制海域の追加（北東大西洋海域）

改正対象

海洋汚染防止のための構造及び設備規則／同検査要領
船舶用原動機放出量確認等規則／同実施要領
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用（翻訳））

改正理由

MARPOL 条約附属書VIの第 13.6 規則では、NO_x 3 次規制が適用される窒素酸化物放出規制海域を、また、同第 14.3 規則では、燃料油中の硫黄分濃度が 0.10%以下に制限される硫黄酸化物放出規制海域を規定しており、本会はこの要件を関連規則に取入れている。

2026 年 4 月に開催された IMO 第 84 回海洋環境保護委員会（MEPC84）において、北東大西洋海域を窒素酸化物放出規制海域及び硫黄酸化物放出規制海域に指定するための MARPOL 条約の改正が、IMO 決議 MEPC.407(84)として採択された。

今般、IMO 決議 MEPC.407(84)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

窒素酸化物放出規制海域及び硫黄酸化物放出規制海域に、北東大西洋海域を追加する。

施行及び適用

2027 年 9 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DD25-21

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.1 一般 1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則, 第 13 規則, 第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）* 本編で使用する用語は、各章で特に定める場合を除き、次に掲げるところによる。 ((1)から(14)は省略) (15) 「窒素酸化物放出規制海域」とは、次に掲げる海域をいう。 (a) 北アメリカ海域 (省略) (b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域） (省略) (c) バルティック海海域 (省略) (d) 北海海域 (省略)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.1 一般 1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則, 第 13 規則, 第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）* 本編で使用する用語は、各章で特に定める場合を除き、次に掲げるところによる。 ((1)から(14)は省略) (15) 「窒素酸化物放出規制海域」とは、次に掲げる海域をいう。 (a) 北アメリカ海域 (省略) (b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域） (省略) (c) バルティック海海域 (省略) (d) 北海海域 (省略)	

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
(e) カナダ北極海域 附属書 VI の付録 VII.5 に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域 (f) ノルウェー海海域 (省略) <u>(g) 北東大西洋海域</u> <u>附属書 VI の付録 VII.6 及び 7 に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域</u> (h) 前(a)から(g)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って <i>IMO</i> により指定されたもの (16) 「硫黄酸化物放出規制海域」とは、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って <i>IMO</i> により指定された次の(a)から(h)に掲げる海域（港湾を含む）をいう。 (a) 北アメリカ海域 前(15)(a)に規定する海域 (b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域） 前(15)(b)に規定する海域 (c) バルティック海海域 前(15)(c)に規定する海域 (d) 北海海域 前(15)(d)に規定する海域 (e) 地中海海域 ヨーロッパ、アフリカ及びアジアの海岸並びに次の i)から iii)に掲げる座標で表される境	(e) カナダ北極海域 附属書 VI の付録 VII.5 に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域 (f) ノルウェー海海域 (省略) (新規) (g) 前(a)から(f)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って <i>IMO</i> により指定されたもの (16) 「硫黄酸化物放出規制海域」とは、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って <i>IMO</i> により指定された次の(a)から(g)に掲げる海域（港湾を含む）をいう。 (a) 北アメリカ海域 前(15)(a)に規定する海域 (b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域） 前(15)(b)に規定する海域 (c) バルティック海海域 前(15)(c)に規定する海域 (d) 北海海域 前(15)(d)に規定する海域 (e) 地中海海域 ヨーロッパ、アフリカ及びアジアの海岸並びに次の i)から iii)に掲げる座標で表される境	MEPC.407(84)の ANNEX 中, para3

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
界により囲まれたあらゆる水域 (省略) (f) カナダ北極海域 前(15)(e)に規定する海域 (g) ノルウェー海海域 前(15)(f)に規定する海域 (h) 北東大西洋海域 <u>前(15)(g)に規定する海域</u> ((17)から(28)は省略) 2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件* -1. ディーゼル機関には, 次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該ディーゼル機関の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 8-1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように, 承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載されるディーゼル機関 (a) 1 次規制 (省略)	界により囲まれたあらゆる水域 (省略) (f) カナダ北極海域 前(15)(e)に規定する海域 (g) ノルウェー海海域 前(15)(f)に規定する海域 (新規) ((17)から(28)は省略) 2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件* -1. ディーゼル機関には, 次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該ディーゼル機関の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 8-1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように, 承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載されるディーゼル機関 (a) 1 次規制 (省略)	MEPC.407(84)の ANNEX 中, para5

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
(b) 2次規制 (省略) (c) 3次規制 ディーゼル機関が、次のいずれかの船舶に搭載され、該当する窒素酸化物放出規制海域において運転が行われる場合、許容限度は表 8-1(c)による。 i) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの ii) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの iii) 2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって1.1.2(15)(f)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの。ここでいう、「2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶」とは、次のいずれかに該当する船舶をいう。 1) 2026 年 3 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶 2) 建造契約がない場合には2026年9月1 日以後にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶 3) 2030 年 3 月 1 日以後に引渡しが行わ	(b) 2次規制 (省略) (c) 3次規制 ディーゼル機関が、次のいずれかの船舶に搭載され、該当する窒素酸化物放出規制海域において運転が行われる場合、許容限度は表 8-1(c)による。 i) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの ii) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの iii) 2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって1.1.2(15)(f)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの。ここでいう、「2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶」とは、次のいずれかに該当する船舶をいう。 1) 2026 年 3 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶 2) 建造契約がない場合には2026年9月1 日以後にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶 3) 2030 年 3 月 1 日以後に引渡しが行わ	

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」新旧対照表

新	旧	備考
れる船舶 iv) 前 <u>i)</u>から <u>iii)</u>に掲げる海域以外の窒素酸化物放出規制海域を <i>IMO</i> が定める日又は附属書 VI 第 13.5.1.3 規則に従い <i>IMO</i> が規定するその後の日のうち、いずれか遅い日以後に建造開始段階にある船舶であって、当該窒素酸化物放出規制海域を航行するもの 1) 2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの 2) <u>2027 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(g)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの。ここでいう、「2027 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>a) 2027 年 1 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶</u> <u>b) 建造契約がない場合には 2027 年 7 月 1 日以後にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶</u> <u>c) 2031 年 1 月 1 日以後に引渡しが行われる船舶</u> (d) (省略)	れる船舶 iv) 1.1.2(15)(a)から (f) ((e)を除く。)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を <i>IMO</i> が定める日又は附属書 VI 第 13.5.1.3 規則に従い <i>IMO</i> が規定するその後の日のいずれか遅い日以後に建造開始段階にある船舶であって当該窒素酸化物放出規制海域を航行するもの 1) 2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.1.2(15)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの (新規) (d) (省略)	MARPOL Annex VI Reg.13.5.1.3 主文に基づき、表現を見直し。 MEPC.407(84) の ANNEX 中, para1

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
(2) (省略) 3 章 二酸化炭素放出抑制 3.1 一般 3.1.1 目的（附属書 VI 第 20 規則関連）* 本章の目的は、船舶からの温室効果ガス排出量削減のために、IMO が作成した <u>GHG 削減戦略</u>において定められた野心レベルに向け、国際海運の炭素強度を削減することである。	(2) (省略) 3 章 二酸化炭素放出抑制 3.1 一般 3.1.1 目的（附属書 VI 第 20 規則関連）* 本章の目的は、船舶からの温室効果ガス排出量削減のために、IMO が作成した<u>初期戦略</u>において定められた野心レベルに向け、国際海運の炭素強度を削減することである。	MEPC.407(84) の ANNEX 中, para6

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
船舶用原動機放出量確認等規則	船舶用原動機放出量確認等規則	
1 章 総則	1 章 総則	
1.2 定義	1.2 定義	
1.2.1 用語*	1.2.1 用語*	
本規則で使用する用語の意味は、次のとおりとする。 (1)から(17)は省略)	本規則で使用する用語の意味は、次のとおりとする。 (1)から(17)は省略)	
(18) 「窒素酸化物放出規制海域」とは、次に掲げる海域をいう。	(18) 「窒素酸化物放出規制海域」とは、次に掲げる海域をいう。	
(a) 北アメリカ海域 (省略)	(a) 北アメリカ海域 (省略)	
(b) アメリカ・カリブ海海域 (プエルトリコ周辺海域) (省略)	(b) アメリカ・カリブ海海域 (プエルトリコ周辺海域) (省略)	
(c) バルティック海海域 (省略)	(c) バルティック海海域 (省略)	
(d) 北海海域 (省略)	(d) 北海海域 (省略)	
(e) カナダ北極海域 附属書 VI の付録 VII.5 に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域	(e) カナダ北極海域 附属書 VI の付録 VII.5 に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域	
(f) ノルウェー海海域 (省略)	(f) ノルウェー海海域 (省略)	
(g) <u>北東大西洋海域</u>	(新規)	MEPC.407(84) の ANNEX 中, para3

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
附属書 VI の付録 VII.6 及び 7 に指定する経緯度を結んだ線により囲まれた海域 (h) 前(a)から(g)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って IMO により指定されたもの ((19)及び(20)は省略) 2 章 放出量確認等 2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度* -1. 原動機には、次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該原動機の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 1.1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載される原動機 (a) 1 次規制 (省略) (b) 2 次規制 (省略)	(g) 前(a)から(f)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って IMO により指定されたもの ((19)及び(20)は省略) 2 章 放出量確認等 2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度* -1. 原動機には、次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該原動機の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 1.1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。 (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載される原動機 (a) 1 次規制 (省略) (b) 2 次規制 (省略)	

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
(c) 3 次規制 原動機が、次のいずれかの船舶に搭載され、該当する窒素酸化物放出規制海域において運転が行われる場合、許容限度は表 1.1(c)による。 i) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの ii) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの iii) 2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって1.2.1(18)(f)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの。ここでいう、「2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶」とは、次のいずれかに該当する船舶をいう。 1) 2026 年 3 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶 2) 建造契約がない場合には2026年9月1 日以後にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶 3) 2030 年 3 月 1 日以後に引渡しが行われる船舶 iv) 前 i)から iii)に掲げる海域以外の窒素酸	(c) 3 次規制 原動機が、次のいずれかの船舶に搭載され、該当する窒素酸化物放出規制海域において運転が行われる場合、許容限度は表 1.1(c)による。 i) 2016 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの ii) 2021 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(c)及び(d)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの iii) 2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって1.2.1(18)(f)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの。ここでいう、「2026 年 3 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶」とは、次のいずれかに該当する船舶をいう。 1) 2026 年 3 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶 2) 建造契約がない場合には2026年9月1 日以後にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶 3) 2030 年 3 月 1 日以後に引渡しが行われる船舶 iv) <u>1.2.1(18)(a)から(f) ((e)を除く。)</u>に規定す	MARPOL Annex VI Reg.13.5.1.3 主文に基づき、表現を見直し。

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
化物放出規制海域を <i>IMO</i> が定める日又は附属書 VI 第 13.5.1.3 規則に従い <i>IMO</i> が規定するその後の日のうち、いずれか遅い日以後に建造開始段階にある船舶であって、当該窒素酸化物放出規制海域を航行するもの 1) 2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの 2) 2027 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(g)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの。ここでいう、「2027 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 a) 2027 年 1 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶 b) 建造契約がない場合には2027 年 7 月 1 日以後にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶 c) 2031 年 1 月 1 日以後に引渡しが行われる船舶 ((d)は省略) ((2)は省略)	る海域以外の窒素酸化物放出規制海域を <i>IMO</i> が定める日又は附属書 VI 第 13.5.1.3 規則に従い <i>IMO</i> が規定するその後の日のいずれか遅い日以後に建造開始段階にある船舶であって当該窒素酸化物放出規制海域を航行するもの 1) 2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって 1.2.1(18)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの (新規) ((d)は省略) ((2)は省略)	MEPC.407(84) の ANNEX 中, para1

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件 -1. ディーゼル機関に主要な改造を行う場合は次による。 ((1)及び(2)は省略) (3) ディーゼル機関の実質的改造又は連続最大出力の 10%を超える出力増加を行う場合は、改造を行う日に係わらず次の(a)から(f)によること。 ((a)から(e)は省略) (f) 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)iv)に規定する日以後に建造開始段階にある船舶であって同 i)から iii)に掲げる海域以外の窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に適合すること。 i) 2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件 -1. ディーゼル機関に主要な改造を行う場合は次による。 ((1)及び(2)は省略) (3) ディーゼル機関の実質的改造又は連続最大出力の 10%を超える出力増加を行う場合は、改造を行う日に係わらず次の(a)から(f)によること。 ((a)から(e)は省略) (f) 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)iv)に規定する日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(a)から(f) ((e)を除く。)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に適合すること。 i) 2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航	規則 8 編 2.1,2-1.(c)iv)と同様に表現を見直し。

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
行するもの ii) <u>2027 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 8 編 1.1.2(15)(g)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの。ここでいう、「2027 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</u> 1) <u>2027 年 1 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶</u> 2) <u>建造契約がない場合には2027年7月1 日以後にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶</u> 3) <u>2031 年 1 月 1 日以後に引渡しが行われる船舶</u> 3 章 二酸化炭素放出抑制 3.1 一般 3.1.1 目的 規則 8 編 3.1.1 にいう「IMO が作成した GHG 削減戦略」とは、”<u>2023 IMO Strategy on Reduction of GHG Emissions from Ships (IMO Res. MEPC.377(80))</u>” (その後の改正を含む。)をいう。	行するもの (新規) 3 章 二酸化炭素放出抑制 3.1 一般 3.1.1 目的 規則 8 編 3.1.1 にいう「IMO が作成した<u>初期</u>戦略」とは、”<u>Initial IMO Strategy on Reduction of GHG Emissions from Ships(IMO Res. MEPC.304(72))</u>”をいう。	MEPC.407(84) の ANNEX 中, para6

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」新旧対照表

新	旧	備考
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2 章 放出量確認等 2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度 -1. 原動機に主要な改造を行う場合は次による。 ((1)及び(2)は省略) (3) 原動機の実質的改造又は連続最大出力の 10%を超える出力増加を行う場合は、改造を行う日に係わらず次の(a)から(f)によること。 ((a)から(e)は省略) (f) 規則 2.2.2-1.(1)(c)iv)に規定する日以後に建造開始段階にある船舶であって前 <u>i)</u>から <u>iii)</u>に掲げる海域以外の窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。 i) 2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの ii) <u>2027 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(g)に規</u>	船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2 章 放出量確認等 2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度 -1. 原動機に主要な改造を行う場合は次による。 ((1)及び(2)は省略) (3) 原動機の実質的改造又は連続最大出力の 10%を超える出力増加を行う場合は、改造を行う日に係わらず次の(a)から(f)によること。 ((a)から(e)は省略) (f) 規則 2.2.2-1.(1)(c)iv)に規定する日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 <u>1.2.1(18)(a)から(f) ((e)を除く。)</u>に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を航行するものの場合 規則 2.2.2-1.(1)(c)に適合すること。 i) 2025 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶であって規則 1.2.1(18)(e)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの (新規)	

「放出規制海域の追加(北東大西洋海域)」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>定する窒素酸化物放出規制海域を航行するもの。ここでいう、「2027 年 1 月 1 日以後に建造開始段階にある船舶」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>1) 2027 年 1 月 1 日以後に建造契約が行われる船舶</u> <u>2) 建造契約がない場合には2027 年 7 月 1 日以後にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶</u> <u>3) 2031 年 1 月 1 日以後に引渡しが行われる船舶</u>		
附 則 1. この改正は、2027 年 9 月 1 日から施行する。		